

諮問第1号

答申第1号

平成30年11月28日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市行政不服審査会

会 長 鴨志田 勝則

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年9月27日付けで海老名市長から行われた行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく次の諮問について、別紙のとおり答申する。

諮問内容

国税徴収法第47条及び地方税法第18条に基づき海老名市長が行った処分に関する審査請求について

第1 審査会の結論

審査請求人が平成30年2月26日付けで提起した、処分庁海老名市長による国民健康保険税を徴収するために平成29年11月29日付けで行った債権の差押処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、却下されるべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

- (1) 審査請求人は、国民健康保険税平成24年度第5期から第10期まで及び平成25年度第1期から第10期までについて、処分庁が督促状を発した日から起算していずれも10日を経過した日（国税徴収法（昭和34年法律第147号）第47条の規定による差押えができない期間）までに、完納していなかった。
- (2) 処分庁は、各納期に係る滞納額の合計である175,800円及びこれに対する延滞金を審査請求人から徴収するため、国税徴収法第47条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第728条の規定により、平成29年11月29日に第三債務者である株式会社りそな銀行（取扱店：海老名支店）の普通預金6,991円の払戻請求権を差押える本件処分を行った。
- (3) 処分庁は、国税徴収法第54条の規定に基づき、審査請求人に対して、同日付けで差押え調書謄本を交付した。
- (4) 審査請求人は、平成30年2月26日付けで、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分において、処分庁が差押えの対象とした平成24年度分の国民健康保険税の滞納税額については、既に時効が成立している。よって、処分庁の差押等の処分は違法であるので、その処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁の保険年金課（処分当時）は、審査請求人に対して督促状を発した日から起算していずれも10日を経過した日までに請求人が滞納税額を完納していないことを確認して本件処分を実施した。処分庁の保険年金課は、国税徴収法第47条及び地方税法第728条の規定に基づいて本件手続を適切に実施したものであり、不当な処分を行っていない。
- (2) 本件処分に係る滞納税額の時効について、次の理由により、本件処分に係る滞納金額について時効により消滅しているものではなく、本件処分の手続に誤りはない。
- ア 消滅時効は、地方税法第18条の規定により、法定納期限（納期を分けているものは第1期分の納期限）の翌日を起算日として、5年間行使しないことによって消滅する。
- イ 上記アについて、地方税法第18条の2第1項第2号の規定により、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間は時効が中断し、その翌日から時効が改めて進行する。
- ウ 処分庁は、期別のそれぞれの納付期限到来後に督促状を発している。督促状ごとに時効が中断する日及び時効が改めて進行する日が異なることとなるので、同一の年度の滞納で当初の法定納期限が同じであったとしても、時効の完成については異なる日となる。
- (3) 処分庁が平成29年12月13日に金融機関に対し差押債権を取り立てたことによって、本件処分は消滅している。そのため、審査請求の目的が消滅している。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求は理由がないから、却下するのが相当である。

2 理由

(1) 差押等について

審査請求人が述べている差押えや差押債権の取立てについて、法令に照らしても、何ら問題のない対応である。

(2) 時効について

審査請求人は、平成24年度の滞納税額の時効を主張しているが、法令の規定により、納期ごとに時効の成立日が異なるので、処分庁の対応に違法性はない。

(3) 求める裁決について

審査請求人の求める裁決については、既に、債権差押に係る取立金としてりそな銀行から平成29年12月13日に納付されており、訴えの利益がない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

時期	内容
平成30年 9月27日	諮問書の受理
平成30年10月 2日	審議
平成30年10月22日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る不服申立ての利益について

本件処分について、本件審査請求に不服申立ての利益があるかについて検討する。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）が定める行政庁の処分についての審査請求は、当該処分によって違法又は不当に自己の権利又は法律上保護されている利益を侵害された者が、当該処分の全部又は一部の取消しとい

う方法によって当該法益を回復しようとするものであるから、上記の方法によってこのような侵害された法益が回復される可能性がなくなった場合には、審査請求としては不服申立ての利益は消滅するものというべきである。

(2) 本件審査請求は、本件処分である滞納税額の差押処分の取消しを求めるものであり、法益を回復しようとして行ったものである。

(3) しかしながら、本件処分は、処分庁が金融機関に対し差押債権を取立てたことによって、その目的を達してその法的効果は消滅している。そのため、その後において、なお同処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないといえる。よって、不服申立ての利益は消滅したと判断せざるを得ない。

(4) 以上によれば、本件審査請求は、不適法なものとして却下することが相当である。

2 本件処分の適法性について

上記1のとおり、本件処分の適法性にかかわらず、本件審査請求は不服申立ての利益がないものであり不適法なものであるが、審査請求の趣旨を踏まえ、平成24年度第5期分をもとに、本件処分に関する滞納税額の時効の取扱いについて次のとおり確認した。

平成24年度の国民健康保険税の法定納期限は、平成24年7月2日であったから、この翌日から5年後の平成29年7月2日の経過をもって時効が完成するところであった。しかし、それ以前の平成24年11月20日に処分庁が督促状を発送したことによって、その翌日から起算して10日を経過する日まで時効が中断し、その翌日の平成24年12月1日から再び時効が進行するから、その5年後の平成29年11月30日の経過をもって時効が完成することになる。ところが、処分庁は、時効完成前である平成29年11月29日に本件処分である差押えを行った。

以上のことから、本件処分が法令の規定に基づき適切になされたものであると判断できる。

3 結論

よって、本件審査請求は不適法であると認められるので、第1に記載のとおり答申する。